

個人番号(マイナンバー)の 利用が始まりました



手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は異なります。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

手続き先 健康福祉課 ☎345-0253	
介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請 被保険者証等の再交付の申請 負担割合証の再交付の申請 負担限度額認定の申請 負担限度額認定証の再交付の申請 高額介護サービス費の支給申請 特定福祉用具購入費の支給申請 療育手帳の申請
福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費、地域生活支援事業、障害福祉サービスの申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 未熟児養育医療の給付申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 生活保護の申請
届出	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出） 教育・保育施設又は地域型保育施設入所申込

手続き先 税務課 ☎341-8513	
村民税	村・県民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出 村・県民税減免申請書の提出
固定資産税	軽自動車税減免申請書の提出 相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出

手続き先 都市建設課 ☎341-8515	
村営住宅	村営住宅への入居申請 村営住宅入居者による収入申告

これらの手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

◇個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」が新たに加わります

例) 個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合

個人番号の確認

通知カード
又は
個人番号付きの住民票

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただく場合もあります。通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

本人確認

運転免許証
又は
パスポートなど

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳
ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。

◇個人番号カードがあれば、これ一枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます



- 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- 既に申請いただいている方へは、順次、ハガキでお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

◇個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

手続き先 住民生活課 ☎341-8512	
戸籍 住民 籍票	転入・転居・転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カード又は個人番号カードをご持参ください
国民健康 保険	加入・脱退 修学や施設入所のための村外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請 非自発的失業者に対する税の軽減申請
後期高 齢者医 療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請
医療費 助成	万葉すくすく子育てサポート医療費受給資格登録申請 母子・父子家庭医療費受給資格登録申請 心身障害者医療費受給資格登録申請
給付	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の申請 特別児童扶養手当の申請